

佐賀市労政だより

2019.9



第40回記念大会

2019佐賀インターナショナルバルーンフェスタ

10/31(木)～11/4(月・休)

嘉瀬川河川敷



助成制度

- 1 佐賀市働く人にやさしい企業応援利子助成事業 …… P 2
- 2 中小企業の円滑な事業承継を支援します！【事業承継補助金】 …… P 3
- 3 65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース） …… P 3

お知らせ

- 1 経営改善計画策定支援事業のご案内 …… P 4
- 2 「令和元年度障害者就職面接会」開催のお知らせ …… P 4
- 3 佐賀市地域づくり交流会 出合いがツナグ ～みんながツムグ未来～ …… P 4
- 4 子どもへのまなざし運動「まなざし休暇」の取り組みについて …… P 4
- 5 佐賀労働局では改正労働基準法等の説明会を開催します …… P 5
- 6 経済センサス-基礎調査を実施しています …… P 8

募 集

- 1 「佐賀市男女共同参画推進協賛事業所」募集！ …… P 5
- 2 消防団をサポートしてくれる協力店を募集しています！ …… P 5
- 3 『Let's“ゆとり”！キャンペーン』に参加しませんか …… P 5
- 4 職業訓練生募集（佐賀県立産業技術学院） …… P 6

福利厚生

- 1 中小企業の福利厚生をサポートします！ …… P 6
- 2 スタジアムでサガン鳥栖を応援しよう！ …… P 8

派 遣

- 1 明るい職場づくりをお手伝いいたします！～人権問題研修会への講師派遣の御案内～ …… P 7
- 2 出張メンタルヘルスケア研修のご案内 …… P 7
- 3 出張歯科保健教室のご案内 …… P 7
- 4 パパママ“ファイティン”サポート事業 …… P 7

無料労働相談

- 佐賀市夜間労働相談 …… P 8

中 退 共

- 中小企業退職金共済制度 …… P 8

仕事と家庭の両立がしやすい労働環境づくりや、多様な人材の活用促進に積極的に取り組んでいる企業が、佐賀市の融資制度である「**中小企業振興資金（小口資金）**」の融資を新規に借り入れた場合に、**償還開始から2年間分の支払利子の全額を助成します。**

※制度利用は、**貸付実行日から1ヶ月以内**に対象企業登録をする必要があります。

対象となる企業	<p>令和2年3月31日までの間に新たに小口資金の融資を受けたもののうち、次①～⑥のいずれかに該当する事業所（雇用保険適用事業所であること）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①常時雇用する労働者数が100人以下の事業所であって、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し目標の達成に努めている中小企業者 ②常時雇用している障がい者の割合が全体の労働者の4.4%以上であり、障害者雇用促進計画を策定し目標の達成に努めている中小企業者 ③常時雇用する労働者数が300人以下の事業所であって、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し目標の達成に努めている中小企業者 ④66歳以上の常時雇用する労働者がおり、高齢者雇用促進計画を策定し目標の達成に努めている中小企業者 ⑤3年以内に66歳以上になる常時雇用する労働者がおり、就業規則または労使協定等によって66歳以上への定年の設定又は定年の廃止を定めている中小企業者 ⑥ユースエール認定制度の認定を受けており、若者の採用・育成に積極的で若者の雇用管理の状況等が優良な中小企業者
その他の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・市税を完納していること ・佐賀市の「男女共同参画」及び「子どもへのまなざし運動」に協賛していること
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・期 間：利子助成の対象となる小口資金の利子償還を開始した月から2年間 ・助成額：原則、上記期間に支払った利子全額（延滞利息を除く）

中小企業振興資金（小口資金）の貸付条件等

※下記以外にも条件があります。詳しくはお問い合わせください。

資金使途	融資対象	信用保証料	融資限度額	融資利率	融資期間	担保及び保証人	申込先
運転資金 設備資金	市内で6ヶ月以上継続して同一の事業を営み、市税を完納している中小企業者	市が 全額補助	1,000万円 (合算限度額 1,000万円)	年1.3%	運転 7年以内 設備 10年以内 据置期間 6ヶ月以内	担保：原則不要 保証人： 法人代表者以外は原則不要	商工会議所、 商工会（又は中央会）

取扱金融機関：佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀信用金庫、西日本シティ銀行佐賀支店、親和銀行佐賀中央支店、商工中金佐賀支店、佐賀東信用組合、福岡銀行佐賀支店、みずほ銀行佐賀支店、長崎銀行佐賀支店、横浜幸銀信用組合佐賀支店、大川信用金庫諸富支店

助成 2

中小企業の円滑な事業承継を支援します！【事業承継補助金】

●問い合わせ 佐賀市商業振興課 TEL：0952-40-7102

	(1) M&A仲介手数料等補助	(2) 前経営者人件費補助
対象事業	事業承継業務を専門家に委託する事業 (親族承継、社員承継、M&A)	事業承継後に、譲受企業が譲渡企業の経営者だった者を雇用し、知的資産の引継ぎを行う事業
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・株価など企業価値算定 ・事業承継 (M&A) 計画作成 ・M&A仲介手数料、着手金 ・デューデリジェンス費用 など ※通常の顧問料、成功報酬、消費税等などは対象外	譲渡企業の経営者だった者に支給する人件費 (基本給に限る) ※役員報酬は対象外 ※個人事業主の場合、本人と生計を一にする三親等以内の親族の人件費は対象外
補助額	経費の1/2、上限30万円	経費の1/2、上限30万円 (10万円×3月)
対象者	佐賀市内で事業を営む中小企業のうち、市内に本社又は住所を有する者	
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・支援機関からの支援を受けていること (支援機関は下記参照) ・市税を滞納していないこと など 	

支援機関 中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関であって市内に事務所又は事業所を有するもの、佐賀県事業引継ぎ支援センター、(株)日本政策金融公庫佐賀支店

●本補助金の詳細は、佐賀市ホームページをご確認ください。

助成 3

65歳超雇用推進助成金 (65歳超継続雇用促進コース)

●問い合わせ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 佐賀支部 高齢・障害者業務課 TEL：0952-37-9117

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施する事業主のみなさまを助成します。平成31年4月から一部コースの見直しを行いました。詳しくはお問い合わせください。

	実施した制度	助成金
①	65歳への定年引上げ	10～150万円
②	66歳以上への定年引上げ	15～160万円
③	定年の廃止	20～160万円
④	66～69歳の継続雇用への引上げ	5～80万円
⑤	70歳以上の継続雇用への引上げ	10～100万円

■ 1事業主あたり (企業単位) 1回かぎり

○主な支給要件

- ・労働協約または就業規則で定められている定年年齢等を、旧定年年齢を上回る年齢に引き上げること。
- ・定年の引上げ等の実施に対して、専門家への委託費等の経費の支出があること。
また、改正後の就業規則を労働基準監督署へ届け出ること。
- ・1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること。
- ・高齢者雇用推進者の選任および高齢者雇用管理に関する措置を実施すること。

お知らせ 1

経営改善計画策定支援事業のご案内

●問い合わせ 佐賀商工会議所 佐賀県経営改善支援センター TEL : 0952-24-3864

○事業目的 中小企業・小規模事業者の方が認定支援機関（国が認める専門家）の助力を得て行う経営改善計画策定を支援することにより、経営改善・生産性向上の取組を促進します。

○事業内容

	対象事業者	補助費用の総額
経営改善計画策定支援 (405事業)	財務上の問題を抱え、かつ金融機関からの支援を受けられる事業者	費用総額の2/3 (上限200万円)
早期経営改善計画策定支援 (プレ405事業)	これまで405事業または中小企業再生支援事業による計画書を策定したことのない事業者	費用総額の2/3 (上限20万円)

詳しくは お取引のある金融機関や認定支援機関、または佐賀県経営改善支援センターへお尋ねください。

お知らせ 2

「令和元年度障害者就職面接会」開催のお知らせ

●問い合わせ ハローワーク佐賀 TEL : 0952-24-4510 (求職者の方) TEL : 0952-41-9303 (事業所の方)
唐津 TEL : 0955-72-8609 武雄 TEL : 0954-22-4155
伊万里 TEL : 0955-23-2131 鳥栖 TEL : 0942-82-3108
鹿島 TEL : 0954-62-4168

就職を希望する障害のある方に、多くの企業との就職についての情報交換の場を提供し、企業におかれては障害者雇用を積極的に推進していただくことを目的に、障害のある方と企業の出会いの場としての『障害者就職面接会』を開催します。

開催日時	開催場所	主催
令和元年10月11日(金) 13:30~16:00	SAGAサンライズパーク 総合体育館(大競技場) (旧:佐賀県総合体育館) 佐賀市日の出1-21-15	・佐賀労働局 ・県内ハローワーク ・佐賀県 ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構佐賀支部 ・佐賀県経営者協会

お知らせ 3

佐賀市地域づくり交流会 出合いがツナグ ~みんながツムグ未来~

●問い合わせ 佐賀市協働推進課
TEL : 0952-40-7039 FAX : 0952-40-7385 E-mail : kyodo@city.saga.lg.jp

佐賀市まちづくり自治基本条例の基本理念「安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に向け、市民等が主体となったまちづくりを行う」ため、地域づくりに関わる多様な主体（まちづくり協議会、市民活動団体、企業、学生団体など）が一堂に会し、今後の事業の広がりや協働の可能性を見出し、実践につなげるための交流イベントを開催します。(入場無料・要事前申込)

○日時: 令和元年11月16日(土) 9:30~13:00 ○内容: 協働事例発表、ワールドカフェ、活動パネル展

○場所: メートプラザ佐賀(佐賀市兵庫北三丁目8番40号)

※詳細は佐賀市のホームページをご覧ください。佐賀市協働推進課へお問い合わせください。

お知らせ 4

子どもへのまなざし運動「まなざし休暇」の取り組みについて

●問い合わせ 佐賀市社会教育課 子どもへのまなざし運動推進室
TEL : 0952-40-7354 FAX : 0952-24-2332 E-mail : shakaikyoiku@city.saga.lg.jp

「大人の行動指針」を刷新!! 家庭が充実すれば仕事も進む!

子どもへのまなざし運動では「家庭」「地域」「企業等」「学校等」を、子どもを育む4つの場と位置づけ、子どもを育む上で、時代の移り変わりに左右されない視点に基づき『大人の行動指針』を提案しています。

その中で、企業の皆様の役割として、子育てしやすい職場の環境づくりを図ることを目的に、授業参観やPTA活動、地域活動等のための休暇や、育児休業や看護休暇等を取得しやすい職場づくりを進めることを、行動指針として掲げています。これらの休暇・休業を「まなざし休暇」と称して、全市的に取り組むこととしております。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

まなざし運動参加企業も募っています!

新たに参加企業に登録しませんか? 申請書を市のホームページからダウンロードしていただき、メールもしくはFAXで送信してください。参加企業・事業所数 756社(令和元年6月末現在)

●市ホームページ <https://www.city.saga.lg.jp/main/5569.html>

佐賀労働局では改正労働基準法等の説明会を開催します

- 9月12日(木) 14:00~16:30 (唐津市:唐津市民会館 定員200名)
 10月21日(月) 14:00~16:30 (伊万里市:伊万里市民センター 定員200名)
 10月24日(木) 14:00~16:30 (武雄市:武雄文化会館 定員150名)
 10月31日(木) 14:00~16:30 (鳥栖市:サンメッセ鳥栖 定員180名)



お申込みは佐賀労働局
ホームページ

(参考) 働き方改革関連法3つのポイント

- 1 時間外労働の上限規制【大企業:2019年4月施行済み 中小企業:2020年4月から】**
時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。
- 2 年次有給休暇の取得義務化【すべての企業:2019年4月施行済み】**
使用者は、10日以上(年次有給休暇)が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。
- 3 不合理な待遇差の禁止【大企業:2020年4月から 中小企業:2021年4月から】**
同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

募集

1

「佐賀市男女共同参画推進協賛事業所」募集!

●問い合わせ 佐賀市人権・同和政策・男女参画課男女共同参画室

TEL: 0952-40-7014 FAX: 0952-34-4549 E-mail: jinken@city.saga.lg.jp

佐賀市とともに男女が共に働きやすい職場となるため、積極的に取り組んでくださる事業所を募集しています。

■事業所における男女共同参画の取り組みとは…

- 男女それぞれの職域拡大や女性管理職の登用を積極的に行う
- 仕事と家庭の両立ができるよう配慮する
- 男女とも働きやすい職場環境づくりに努める など

■取り組みの効果、協賛事業所のメリットは?

- ・従業員の定着、優秀な人材の確保、従業員の満足度や仕事への意欲向上、従業員の心身の健康の保持増進、事業所のイメージアップなどにつながります。
- ・佐賀市が開催するワーク・ライフ・バランスなどをテーマにした研修会に、優先的にご参加いただけます。
- ・男女共同参画協賛事業所として「市のホームページへの掲載」「男女共同参画啓発イベントのポスター、チラシへの掲載」などを行います。
- ・協賛事業所の従業員であれば、佐賀東信用組合で取り扱われている教育ローン等の金利が引き下げられることがあります。(詳しくは、佐賀東信用組合の各営業店窓口にお問い合わせください。)

申し込み方法など、詳しくは佐賀市ホームページをご覧ください。 <https://www.city.saga.lg.jp/main/3196.html>

募集

2

消防団をサポートしてくれる協力店を募集しています!

●問い合わせ 佐賀市消防防災課 TEL: 0952-40-7015 E-mail: shouboubousai@city.saga.lg.jp
 (又は佐賀県消防協会 TEL: 0952-23-5322)

消防団員に対し、料金割引や各種サービスを提供していただける加盟店を募集しています。加盟店は県消防協会のホームページに掲載されます。まずはお問い合わせください。



ご協力内容	協力店からの何らかのサービスのご提供をお願いします。 (例) 利用料金の割引、飲み物や1点サービスなど
県消防協会の対応	協会ホームページでの掲載、市町消防団への店舗、サービス内容の紹介、店舗の利用促進をします。
お手続きの流れ	①協力して頂ける店舗から協会へ連絡 ②佐賀県の消防団等の現状説明・覚書の作成 ③佐賀県消防協会ホームページでの協力店紹介(電話番号等)、市町等への紹介

募集

3

『Let's “ゆとり”!キャンペーン』に参加しませんか

●問い合わせ 佐賀県産業人材課 労政福祉企画担当 TEL: 0952-25-7100 FAX: 0952-25-7305

- 取組期間 令和元年9月1日(日)~11月30日(土)
- 内容 ノー残業や年次休暇の取得促進など労働時間短縮に取り組むことを宣言し実践
- 応募方法 所定の参加申込書によりFAXで佐賀県産業人材課へ送付
- 募集締切 令和元年11月末

みんなで達成しよう! 9月11日(水)・10月9日(水)・11月13日(水)は「県内一斉ノー残業デー」



募集 4

職業訓練生募集（佐賀県立産業技術学院）

●問い合わせ 佐賀県立産業技術学院 TEL：0952-74-4330 FAX：0952-71-9033

佐賀県立産業技術学院は、佐賀県が設置している公共職業能力開発校です。在職者や求職者にむけた様々なコースを実施しています。ここで技術・技能を身に付け、プロフェッショナルを目指しませんか！

《施設内訓練》 就職や転職に活かせる技術・技能の習得

機械技術科	20名	機械加工、溶接や最新の工作機械など、生産現場で必要とされるものづくり技術
自動車工学科	15名	2級自動車整備士の知識・技術。ハイブリット車や電気自動車等最新技術にも対応
電気システム科	20名	建築現場や生産現場に関連した電気や設備に関する知識・技術
木工芸デザイン科	10名	家具づくりやものづくりのデザイン、住まいのユニバーサルデザイン
建築技術・設計科	15名	建築物の設計・デザインから施工までの一貫した技術

《在職者技能向上訓練》 在職者向けスキルアップ講座

レディメイド訓練 ※内容・日程等は固定	第1種電気工事士受験対策（筆記・技能）、木工技術向上、Jw-cadの基本など
オーダーメイド訓練 ※内容・日程等は事務所のニーズに応じて設定	電気工事・管工事・土木施工管理研修、海外取引のための語学、ビジネス応用、Webサイトの運用など

《委託訓練》 一般求職者・離転職者向け職業訓練（民間の教育機関へ委託）

実施例

IT系（初級・中級）、企画・販売職系、簿記・会計事務系（日商簿記2級・3級知識）、医療事務系、介護・福祉職系 など

福利厚生 1

中小企業の福利厚生をサポートします！

●問い合わせ（公財）佐賀県地域産業支援センター 中小企業勤労者福祉サービスセンター
TEL：0952-34-5522 FAX：0952-34-5523 <https://saga.knet-web.net/>

サービスセンターに加入すると

飲食店利用助成 (佐賀県内の指定店舗で税別5,000円以上が対象)	2,000円助成
佐賀市健康運動センター回数券 (11枚セット)	4,100円→2,500円
映画チケット (イオンシネマ、109シネマズ)	1,800円→ 800円 1,900円→ 800円
人間ドック・脳ドック・一般健診	受診料の一部助成
出生・入学(小・中)・成人・還暦祝金	各10,000円

会報誌（年4回）

割引価格で購入できるチケットやさまざまな企画等掲載されています！

コンサート・演劇・観劇チケット

食事券・商品券の販売

フラワーアレンジメント教室

長崎バイオパークなど特別割引企画

詳しい商品内容につきましては、ホームページをご参照ください。

入会のご案内（詳しくはお問い合わせください。）

入会できる方	佐賀県内に事務所がある中小企業で、今後1年間以上の雇用が見込まれること
運営費負担金	1事業所あたり 年額10,000円（従業員10人以下は6,000円）
会費	会員1人につき 月額1,000円（共催給付あり）／700円（共済給付なし）

その他にも、様々な福利厚生サポートを行っています！お問い合わせください。

派遣 1

明るい職場づくりをお手伝いいたします!~人権問題研修会への講師派遣のご案内~

●問い合わせ 佐賀市人権・同和政策・男女参画課
TEL : 0952-40-7367 FAX : 0952-34-4549 E-mail : jinken@city.saga.lg.jp

佐賀市では、明るい職場づくりのために市内の企業・事業所が実施する人権問題に関する研修会や学習会に講師派遣を行っています。ぜひ、ご利用ください。

講師派遣について

- 平日や休日、夜間でも対応します。
- 講師への謝礼や交通費等は不要です。
- 研修テーマはセクハラやパワハラ、同和問題など、様々な人権問題です。
- 従業員対象の研修会や新規採用社員、新任管理職社員、中堅社員のグループ研修会などにご利用ください。

まずは人権・同和政策・男女参画課に相談ください。詳細については、佐賀市ホームページをご覧ください。⇒<https://www.city.saga.lg.jp/main/2125.html>

派遣 2

出張メンタルヘルスケア研修のご案内

●申し込み・問い合わせ 佐賀市健康づくり課 健康推進係
TEL : 0952-40-7283 FAX : 0952-40-7380 E-mail : kenko@city.saga.lg.jp

佐賀市ではメンタルヘルスケアやゲートキーパーについて関心がある事業所や団体に、専門の講師を派遣しています。ぜひ、ご利用ください。

- 対象：佐賀市内の事業所・団体（概ね20名以上）
- 時間：原則平日1～2時間程度
- 料金：無料
- ※開催希望日の1か月前までにお申し込みください。

☆「9/10～9/16は自殺予防週間です。」“こころの体温計”でストレスチェックを!!

「こころの体温計」で今の心の状態を気軽にチェックしてみませんか？

※利用料は無料ですが、通信料は自己負担となります。

QRコード▶
携帯電話・スマートフォンはこちらから



派遣 3

出張歯科保健教室のご案内

●申し込み・問い合わせ 佐賀市健康づくり課 健康推進係
TEL : 0952-40-7283 FAX : 0952-40-7380 E-mail : kenko@city.saga.lg.jp

佐賀市では、出張で歯科保健教室を開催しています。ぜひ、ご活用ください。

- 対象：佐賀市内の事業所・団体（20歳～60歳代が中心の20名程度の団体）
- 内容：歯科医師による講話・口腔内診査・歯科衛生士によるブラッシング指導・唾液潜血検査・染め出し検査など
※口腔内診査では、歯肉の状態やむし歯の有無をみます。（希望者のみ10人程度）
- 時間：原則平日9時～17時のうち1時間程度
- 料金：無料

※人数、時間、内容はご相談ください。

※開催希望日の2か月前までにお申し込みください。



派遣 4

パパママ“ファイティン”サポート事業

●問い合わせ 佐賀県産業人材課 労政福祉企画担当
TEL : 0952-25-7100 FAX : 0952-25-7305 E-mail : sangyoujinzai@pref.saga.lg.jp

＼事業主の皆さま／

子育て支援に取り組みませんか！？

仕事と子育ての両立支援に取り組むことは、福利厚生に手厚いという企業のイメージアップに繋がるだけでなく、優秀な人材の確保・定着や生産性向上にもつながります。

専門家がサポートします

企業に専門家（社会保険労務士）を派遣して子育てしやすい職場環境づくりをお手伝いします（無料）

- 対象事業所：佐賀県内の事業所
- 一社あたりの訪問回数：3回程度
- 現在の職場環境の把握と分析、子育てしやすい職場環境への改善をお手伝いします！
 - ・一般事業主行動計画の策定や見直し
 - ・国の助成金制度の活用
 - ・就業規則等の変更

ひとりで考えないで、まずはプロにご相談を!

★夜間 ★無料 労働相談

働く人のお悩みや、事業主の就業規則、労務管理などのお悩みに社会保険労務士がお答えします。

【日 時】 第2、第4水曜日 18時～21時 (祝日の場合は翌平日)
【場 所】 佐賀市駅前中央1丁目8番32号 アイスクエアビル5階

直接行くのは難しい…という方は、電話やメールでも相談を受け付けています。

- 電話相談 上記の窓口開設時間内に限り電話相談が可能です。TEL：0952-40-7079
- メール相談 24時間いつでもご利用可能です。(回答まで期間を要する場合があります)
shoko-mag@city.saga.lg.jp

お問い合わせ 佐賀市商業振興課 金融・労務係 TEL：0952-40-7102 FAX：0952-26-6244

スタジアムでサガン鳥栖を応援しよう! 「応援バスツアー補助事業」

【概要】

各種団体が、乗車定員20名以上のバスで試合を応援に出かけられる場合に、当協議会がバス代と高速道路料金を負担いたします。

【実施主体】

当協議会会員以外の団体をご利用される場合は、会員(市町等)経由での申請、報告をお願いします。

【実施条件】

1. ツアーの参加者からツアー代金を徴収しないこと。
2. 同じ団体による申請は、原則年間1回とし、台数は1回につき3台を上限とする。
3. 定員20名以上の車両を使用すること。
4. 1台あたりの補助金上限は 75,600円(税込)
5. チケット等の手配はツアー主催者様でお願いいたします。

【その他】

当事業の活用を検討される際は、企画段階で当協議会へご相談ください。申請書、報告書等をお送りいたします。まずはお電話ください。

御不明な点などあれば、下記までお問い合わせください。
サガン鳥栖支援への御協力をよろしく申し上げます。

【お問い合わせ先】

〒841-0034 鳥栖市京町812
佐賀県プロサッカー振興協議会 杉野、佐藤
TEL 0942-81-5290 FAX 0942-81-5291
杉野：sugino-junpei@pref.saga.lg.jp
佐藤：satou-yoshikatsu@city.tosu.lg.jp



掛金に国の助成が受けられる!

中退共

CHU-TAI-KYO

中小企業退職金共済事業本部

- 国の制度だから安心 ● 掛金は全額非課税
- 外部積立型で管理が簡単 ● パートさんの加入もOK

詳しくはホームページをご覧ください。

中退共 検索 <http://chutaikyo.taisyokuijin.go.jp/>

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

総務省統計局・都道府県・市町村からのお知らせです

経済センサス - 基礎調査を実施しています

総務省統計局では、都道府県・市町村を通じて「経済センサス - 基礎調査」を実施しております。

この調査では、2019年6月から2020年3月までの期間に、調査員が全国すべての事業所の活動状況を実施に確認し、新たに把握した事業所など一部の事業所には調査票を配布することにより調査を行います。

調査にご理解とご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】
佐賀市総務法制課 TEL：0952-40-7026



【編集・発行】

佐賀市経済部商業振興課

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

TEL 0952-40-7102

FAX 0952-26-6244

E-mail shogyo@city.saga.lg.jp

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。